明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○戸籍法施行規則の一部を改正する省令（**法務**一）　一
○国土交通省関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（**国土交通**一）　二
○装置型式指定規則の一部を改正する省令（**同**二）　二

〔告　示〕

○戸籍又は除かれた戸籍の副本の電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準を定める件（**法務**三五）　二
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（**財務**二二、二三）　六
○道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（**国土交通**六八）　六
○道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（**同**六九）　八
○自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件（**環境**四）　一二
○道路に関する件（**東北地方整備局**一四、一五）　一三
○都市計画に関する件（**関東地方整備局**二三）　一四
○道路に関する件（**北陸地方整備局**一～六）　一五
○道路に関する件（**九州地方整備局**一〇、一一、一三）　一五
○都市計画に関する件（**同**一二）　一五
○道路に関する件（**北海道開発局**七、八）　一六
○高速自動車国道に関する件（**同**九）　一六

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
西日本高速道路株式会社工事一部完了関係　三六
地方公共団体
行旅死亡人関係　三九
会社その他
会社決算公告　四二

省令

○法務省令第一号

戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）第百十八条第一項の規定に基づき、戸籍法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十五年一月二十五日

法務大臣　谷垣　禎一

戸籍法施行規則の一部を改正する省令

戸籍法施行規則（昭和二十二年司法省令第九十四号）の一部を次のように改正する。

第七十五条第一項中「一年ごとに、磁気ディスクをもつて調製されたその副本を」を「戸籍又は除かれた戸籍に記録をした後遅滞なく、当該戸籍の副本（電磁的記録に限る。以下この条、次条及び第七十九条において同じ。）を電気通信回線を通じて」に、「に送付」を「の使用に係る電子計算機に送信」に改め、同項後段を削り、同条第二項を次のように改める。

2　前項に規定する場合において、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、同項の規定にかかわらず、いつでも戸籍又は除かれた戸籍の副本を電気通信回線を通じてその使用に係る電子計算機に送信させることができる。

第七十五条に次の二項を加える。

3　第一項に規定する場合において、第十五条の規定は、適用しない。

4　第一項及び第二項に定める電気通信回線を通じた送信の方法に関する技術的基準については、法務大臣が定める。

第七十五条の次に次の一条を加える。

第七十五条の二　管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、前条第一項又は第二項の規定によつてその使用に係る電子計算機に戸籍又は除かれた戸籍の副本の送信を受けたときは、これを保存しなければならない。この場合において、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局は、前に送信を受けた戸籍又は除かれた戸籍の副本を消去することができる。

2　除かれた戸籍の副本の保存期間は、当該除かれた戸籍が戸籍簿から除かれた日の属する年の翌年から百五十年とする。

第七十九条中「第七十五条第一項」の下に「又は第二項」を、「規定によつて」の下に「その使用に係る電子計算機に」を加え、「送付」を「送信」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十五年三月一日から施行する。ただし、附則第三条の規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の戸籍法施行規則第七十五条第一項及び第三項、第七十五条の二並びに第七十九条の規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該市町村の区域内に本籍を有する者の戸籍及び除かれた戸籍の副本（電磁的記録に限る。以下この条において同じ。）について、それぞれ当該各号に定める日（以下「適用日」という。）から適用し、適用日前の戸籍又は除かれた戸籍の副本の送付、保存及びその送付を受けたときの当該戸籍に関する書類の廃棄については、なお従前の例による。

一　平成二十五年九月三十日以前に市町村長が戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成六年法務省令第五十一号。以下「平成六年改正省令」という。）附則第二条第一項の規定により戸籍を改製したとき　管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこの省令による改正後の戸籍法施行規則第七十五条第二項の規定によって当該市町村長からその使用に係る電子計算機に最初に全ての戸籍及び除かれた戸籍の副本の送信を受けた日